

～バリアフリー化や断熱改修をご検討中の皆様へ～

## 令和8年度 船橋市住宅バリアフリー・断熱改修支援事業



令和8年度予算額に達し次第  
終了となります。

自宅のバリアフリー・断熱改修に要する費用の一部を助成することにより、転倒やヒートショック等による事故を防止し、住み慣れた住宅に安心して長く居住することができるよう支援します。

【対象工事】 合算額が3万円以上の下記に該当する工事

※工事着手前に申請し、書類の審査を受ける必要があります。

- ① 手すりの設置・スロープの設置・浴室の改修・室間の段差解消・引戸等への変更・トイレの洋式化・廊下等の拡幅・椅子式階段昇降機の設置
- ② 断熱改修<sup>※1</sup>

【対象住宅】 市内に本人が所有し居住する住宅（敷地内を含む）

【助成内容】 対象工事費の10分の3を助成(上限8万円)

【対象世帯】 対象工事の①については、原則<sup>※2</sup>として同居者全員が下記の認定または交付を受けていないこと。

- 要支援・要介護の認定
- 身体障害者手帳1、2級の交付
- 療育手帳<sup>㊤</sup>の1からAの2の交付（その他裏面参照）

※1 対象工事②「断熱改修」については、「対象世帯」による制限はありません。

※2 対象外世帯である場合は、まずは、介護保険課、障害福祉課の同様の助成事業についてそれぞれの課へお問い合わせください。その結果、各課の助成事業の対象とならなかった場合には改めて住宅政策課へご相談ください。

お問い合わせ先

船橋市役所 住宅政策課 電話：047-436-2712

## 対象要件

### 【申請に関する要件】

<input type="checkbox"/>	申請者が市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	対象工事①については、申請者及びその同居する世帯の全員が下記の認定または交付を受けていないこと ●介護保険の要支援・要介護の認定 ●身体障害者手帳1、2級の交付 ●療育手帳④の1からAの2の交付 ※対象工事②（断熱改修）については、この要件による制限はありません
<input type="checkbox"/>	過去に同一の住宅で、本助成のほか、市の他の住宅改修費による補助金等の交付を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	申請者及びその同居する世帯の全員が生活保護法に規定する被保護者でないこと
<input type="checkbox"/>	申請者及びその同居する世帯の全員が船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと
<input type="checkbox"/>	申請者が市税を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	申請者自らが所有し、当該住宅に居住していること

### 【住宅・施工者に関する要件】

<input type="checkbox"/>	市内に既存する住宅であること※ ※併用住宅の場合は、居住部分のみを対象とします 共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とします
<input type="checkbox"/>	建築基準法に適合する住宅であること
<input type="checkbox"/>	市内に支店等を有する又は対象となる住宅の建設を行った施工者であること

## 助成内容

合算額が3万円以上の下記に該当する工事について、工事費用の10分の3を助成します。（上限8万円）※対象工事の詳細については別紙をご覧ください。

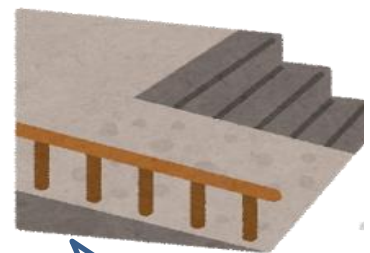
例)

1. 手すりの設置
2. スロープの設置
3. 浴室の改修
4. 室間の段差解消
5. 引戸等への変更
6. トイレの洋式化
7. 廊下等の拡幅
8. 椅子式階段昇降機の設置
9. 断熱改修

引戸へ変更



スロープの設置



## 交付の流れ

### 【1】申請書の提出（郵送可）

〈令和9年1月12日まで〉

工事着手前に、下記の書類を住宅政策課に提出してください。

<input type="checkbox"/>	船橋市住宅バリアフリー・断熱改修支援事業助成申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	市税等助成要件確認同意書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	固定資産税納税通知書（課税明細書含む）の写し又は建物全部事項証明書の写し
<input type="checkbox"/>	「検査済証」「確認済証」「確認通知書」のいずれかの写し
<input type="checkbox"/>	工事予定箇所を記載した対象住宅の間取り図
<input type="checkbox"/>	工事予定箇所のカラー写真（段差解消工事の写真の撮り方については注意点がございますので、裏面をご覧ください。）
<input type="checkbox"/>	見積書等の写し（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	施工者が市内に支店等を有すること、又は対象となる住宅の建設を行ったことが分かる書類
<input type="checkbox"/>	委任状（代理人が内容に関する確認対応を行う場合）

※マンションの開口部（窓・玄関）の改修については、多くの場合管理規約上共用部とされていますので、マンション管理規約等の書類の提出を求める場合がございます。



書類の審査をした上で、交付決定通知書を送付します。  
※審査は1か月程度かかります。

### 【2】工事着手・完了・支払

市から交付決定の通知を受けた後、工事に着手し、令和9年3月31日までに完了させ、支払を完了してください。また、工事の変更や中止する場合には速やかに市へ連絡してください。

### 【3】実績報告（郵送可）〈工事等完了後20日以内かつ令和9年3月31日まで〉

下記の書類を、工事等完了後20日以内（Q&A参照）かつ令和9年3月31日までに住宅政策課に提出してください。

<input type="checkbox"/>	船橋市住宅バリアフリー・断熱改修実績報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書の写し（宛て名が申請者のもの）
<input type="checkbox"/>	工事完了箇所のカラー写真
<input type="checkbox"/>	（申請時から金額が変更となった場合）支払い額の内訳を示す書類（請求書等）の写し



報告書類を確認した上で、助成金額確定通知書を送付します。  
送付後、1か月程度で指定の口座に助成金をお振込みします。

送付先) 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 住宅政策課

# ～Q&A～

**Q : 申請はいつまでにすればいいですか？**

A : 令和9年1月12日までに申請書類を揃えて提出してください。

**Q : 「工事等完了後20日以内」とはいつから20日以内ですか？**

A : 工事が完了し、実績報告に必要な書類が全て揃ってから20日以内です。例えば、工事完了日から1週間後に領収書が発行される場合、その領収書が発行された日から20日以内の実績報告書類をご提出ください。

**Q : 工事が終わっている場合や工事中の場合は助成の対象になりますか？**

A : 工事が完了している場合や工事中の場合は対象になりません。必ず工事着手前に申請を行ってください。

**Q : 断熱効果のある塗料にて行う外壁等の塗装は助成の対象になりますか？**

A : 断熱改修は断熱材の施工を要件としておりますので、断熱塗装のみでは対象になりません。

**Q : 要支援・要介護の認定や障害者手帳の交付等を受けている場合は対象になりますか？**

A : 介護保険課、高齢者福祉課、障害福祉課にて住宅改修の助成を行っています。詳しくは各課へお問い合わせください。

**Q : 介護保険法に基づく住宅改修や市の他の住宅改修事業等と併用できますか？**

A : できません。ただし、断熱改修工事については申請が可能となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**Q : 2世帯住宅に住んでいます。親世帯が介護認定を受けている場合でも申請できますか？**

A : 2世帯住宅は一つの住戸とみなしますので、対象工事①については原則申請できません。

**Q : 対象工事の細かい規定はありますか？**

A : 別紙「対象工事一覧」をご覧ください。詳細についてはお問い合わせください。

**Q : 手元に検査済証、確認済証、確認通知書の写しがない場合、他に代用できる書類はありますか？**

A : 市建築指導課にて、過去に検査済証等が発行されているかの確認が出来ます。過去に発行されていることが確認できた場合には、市役所本庁舎6階建築指導課にて400円で発行することが出来る「台帳記載事項証明書（建築物）」をもって検査済証等の写しの代用書類とすることが出来ます。

**Q : 交付申請を行った後で、工事の内容に変更が生じました。変更はできますか？**

A : 工事内容に変更が生じた場合は「船橋市住宅バリアフリー・断熱改修支援事業内容変更申請書（第4号様式）」に変更内容がわかる書類を添えて申請してください。なお、工事を中止する場合には「船橋市住宅バリアフリー・断熱改修工事中止報告書（第6号様式）」を提出してください。

**Q : 工事終了後、工事箇所の確認のため家に上がることはありますか？**

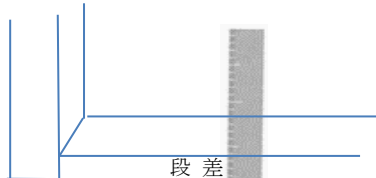
A : 基本的には報告書類等で確認を行います。場合によっては現地を確認させて頂くことがあります。

## ○段差の写真の撮り方について

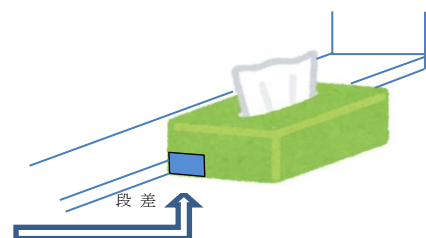
段差箇所に定規等を床と垂直において頂き、高さが分かるように水平に撮ってください。

**定規等が無い場合**には、下の切り取り線で切った紙をティッシュボックス等に貼って床と平行になるよう段差箇所に置いて頂ければ、高さが分かる写真を撮ることが出来ます。

段差の測り方)



段差と垂直になるよう定規等を置いて、水平に写真を撮ってください。



底に合わせて角に貼って頂き、ティッシュボックスと段差が水平になるように置く。